

# 次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく

## 社会福祉法人八戸市社会福祉事業団 行動計画

仕事と家庭の両立支援制度を充実させ、職員が個々の能力を十分に発揮できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和8年3月31日までの4年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、子の看護休暇等の制度の周知及び情報提供を図る。

<取組内容>

- 令和4年4月～
- ・制度に関するパンフレットを作成し、対象職員及び新採用職員に配布する。
  - ・職員より制度に関する相談の希望があった場合は個別に対応する。
  - ・育児休業中の職員に所属施設の情報を提供し、円滑な職場復帰を支援する。

目標2：年次有給休暇の取得率向上及びリフレッシュ休暇の取得促進を図る。男女とも、年間の取得日数合計を9日以上とする。

<取組内容>

- 令和4年7月～
- ・職員の年次有給休暇の取得状況を把握し、定期的に取得状況を所属長へ報告する。
  - ・職員に対し、年次有給休暇及びリフレッシュ休暇の取得促進について、通知する。

●令和5年度実績 平均取得日数 10.6日

### 【女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供】

女性職員の割合	(令和6年4月1日現在)	正職員	64.5%
		非常勤職員	70.3%
総括主任(係長級)にある者に占める女性の割合	(令和5年度)		77.8%